

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当日が休日、  
当日は、翌日  
の翌日)

## 目 次

◇ 告 示 字の区域の変更（四件）（地方課）  
土地改良法による換地処分（四件）（農村整備課）

## 告 示

### 鳥取県告示第三百二十六号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定に基づき、名和町長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があったので、同条第二項の規定により告示する。

この字の区域の変更は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の第十項において準用する同法第五十四条第四項の規定による名和地区第二工区の換地処分の公告があった日の翌日からその効力を生ずる。

平成元年三月十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

区域を変更する 字の名称	同上の区域（昭和六十三年十月十五日現在の地番による。）
大字加茂字半坂平	大字加茂字半坂平のうち五七七の二、五八三の二の一部及び五八〇、五八三の一、五八三の二と一体をなす国有地の一部以外の区域
大字加茂字半坂	大字加茂字半坂平五八三の二の一部及び五八三の一、五八三の二と一体をなす国有地の一部 大字加茂字半坂のうち五九〇の一部、五九〇の二の一部、五九一の一部、五九一の三の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 大字加茂字大日免七八〇の二の一部及びこれと一体をなす国有地
大字加茂字上法 貝	大字加茂字上法貝のうち五九九の二、五九九の三及び三六三九と一体をなす国有地の一部以外の区域
大字加茂字荒堀	大字加茂字荒堀のうち六二八の一の一部及び六二〇の一と一体をなす国有地の一部以外の区域
大字加茂字東原	大字加茂字東原のうち六三二の二五以外の区域
大字加茂字下加 茂谷	大字加茂字下加茂谷の全域 大字加茂字石差六七九の一の一部、六七九の二、六七九の三の一部、六七九の四の一部及びこれらと一体をなす国有地

<p>大字加茂字石差</p>	<p>大字加茂字石差のうち六七九の二の一部、六七九の二、六七九の三の一部、六七九の四の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域        大字加茂字馬渡シ場八〇三の三の一部、八〇六の四        大字加茂字東大畑八〇九、八一の一、八一の二、八一の三の一六及びこれらと一体をなす国有地並びに八二二、八一三の二、八一三の三と一体をなす国有地の一部        大字加茂字トチ原一九三〇から一九三二まで、一九三三の二</p>
<p>大字加茂字上地主垣        大字加茂字下地主垣</p>	<p>大字加茂字上地主垣の全域        大字加茂字下地主垣七〇九の一部、七〇九の二の一部及びこれらと一体をなす国有地        大字加茂字トチ原一九二七の二</p>
<p>大字加茂字下地主垣</p>	<p>大字加茂字東原六三一の二五        大字加茂字下地主垣のうち七〇九の一部、七〇九の二の一部、七二九の二の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域        大字加茂字榎掛七三〇、七三〇の二、七三二の一と一体をなす国有地の一部</p>
<p>大字加茂字榎掛</p>	<p>大字加茂字荒堀六六の一の一部        大字加茂字下地主垣七二九の二の一部        大字加茂字榎掛のうち七四二の一部、七四四の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに七三〇、七三〇の二、七三二の一、七四三の四、七四四と一体をなす国有地の一部以外の区域        大字加茂字小田七四五の一部及びこれと一体をなす国有地</p>
<p>大字加茂字小田</p>	<p>大字加茂字榎掛七四二の一部、七四四の一部及び七四三の四、七四四と一体をなす国有地の一部</p>

  

<p>大字加茂字猿法</p>	<p>大字加茂字小田のうち七四五の一部、七六二の一部、七六二の二の一部、七六二の三の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域        大字加茂字猿法七六六から七六八までの一部及び七六六と一体をなす国有地の一部        大字加茂字大日免七七の一の一部、七七二の二の一部、七七二の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>
<p>大字加茂字大日免</p>	<p>大字加茂字半坂平五七七の二及び五八〇、五八三の一と一体をなす国有地の一部        大字加茂字半坂五九〇の一部、五九〇の二の一部、五九一の一部、五九一の三の一部及びこれらと一体をなす国有地        大字加茂字上法員三六三九と一体をなす国有地の一部        大字加茂字小田七六二の一部、七六二の二の一部、七六二の三の一部及びこれらと一体をなす国有地        大字加茂字猿法七六八の一部、七六九の一部        大字加茂字大日免のうち七七の一の一部、七七二の二の一部、七七二の一部、七八〇の二の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>
<p>大字加茂字馬渡シ場</p>	<p>大字加茂字馬渡シ場のうち八〇三の三の一部、八〇六の四以外の区域</p>
<p>大字加茂字東大畑</p>	<p>大字加茂字東大畑のうち八〇九、八一の一、八一の二、八一三の一六及びこれらと一体をなす国有地並びに八一二、八一三の二、八一三の三と一体をなす国有地の一部以外の区域</p>

<p>大字加茂字田淵</p>	<p>大字加茂字田淵のうち一〇二六、一〇二七の一、一〇二七の二、一〇四一の二、一〇四五の二、一〇五二の一の一部、一〇五二の二の一部、一〇五二の三、一〇五二の四及び一〇二五の一、一〇二六と一体をなす国有地の一部以外の区域          大字加茂字下住谷一〇五三、一〇五四と一体をなす国有地の一部</p>
<p>大字加茂字下住谷</p>	<p>大字加茂字田淵一〇四二の二、一〇四五の二、一〇五二の一の一部、一〇五二の二の一部、一〇五二の三、一〇五二の四          大字加茂字下住谷のうち一〇五四の一部及びこれと一体をなす国有地並びに一〇五三、一〇五四、一〇五六、一〇五七と一体をなす国有地の一部以外の区域          大字加茂字上住谷一〇八九の一の一部、一〇八九の二の一部、一〇八九の三の一部、一〇九〇の一部、一〇九二の一部、一〇九四の一部及びこれらと一体をなす国有地          大字加茂字住谷一六三二の二、一六三四の二と一体をなす国有地の一部          大字加茂字矢倉屋敷三六三七</p>
<p>大字加茂字上住谷</p>	<p>大字加茂字田淵一〇二六の一部、一〇二七の一、一〇二七の二          大字加茂字下住谷一〇五四の一部及びこれと一体をなす国有地の一部並びに一〇五六、一〇五七と一体をなす国有地の一部          大字加茂字上住谷のうち一〇八九の一の一部、一〇八九の二の一部、一〇八九の三の一部、一〇九〇の一部、一〇九二の一部、一〇九四の一部、一一一四の一部、一一一五の一部、一一一六、一一一七、一一二〇から一一二三まで、一一二四の一部、一一二五、一一二五の二の一部、一一二六の一部、一一三〇の一部、一一三一及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>
<p>大字加茂字下屋敷</p>	<p>大字加茂字下屋敷一一三二の一部、一一三三の一部          大字加茂字石ヶ坪一一七四の三の一部、一一七四の四の一部及び一一七四の一、一一七四の四、一一七六の一と一体をなす国有地の一部</p>
<p>大字加茂字上住谷</p>	<p>大字加茂字上住谷一一二五の一の一部、一一二六の一部、一一三〇の一部、一一三一及びこれらと一体をなす国有地          大字加茂字下屋敷のうち一一三二の一部、一一三三の一、一一五一の二、一一五一の三の一部、一一五二の二、一一五三の二、一一六二の二の一部、一一六四の二、一一六四の三、一一六五の二及びこれらと一体をなす国有地以外の区域          大字加茂字石ヶ坪一一六九の三、一一七四の三の一部、一一七四の四の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに一六六の一、一一六九の一と一体をなす国有地の一部</p>
<p>大字加茂字石ヶ坪</p>	<p>大字加茂字田淵一〇二六の一部及び一〇二五の一、一〇二六と一体をなす国有地の一部          大字加茂字上住谷一一一四の一部、一一一五の一部、一一一六、一一一七、一一二〇から一一二三まで、一一二四の一部、一一二五及びこれらと一体をなす国有地          大字加茂字石ヶ坪のうち一一六九の三、一一七四の三、一一七四の四及びこれらと一体をなす国有地並びに一六六の一、一一六七、一一六九の一と一体をなす国有地の一部以外の区域</p>
<p>大字加茂字樋ノ内</p>	<p>大字加茂字樋ノ内一一八〇の一部、一一八五の一部          大字加茂字左摩坂二三五九の七、一三五九の八          大字加茂字樋ノ内のうち一一八〇の一部、一一八五の一部以外の区域</p>
<p>大字加茂字上石ヶ坪</p>	<p>大字加茂字上石ヶ坪一一六七と一体をなす国有地の一部</p>

大字加茂字上中峯	大字加茂字上中峯のうち一三〇〇の七以外の区域	大字加茂字狼谷	大字加茂字狼谷のうち一三〇三の二、一三〇四の二以外の区域	大字加茂字式反田平ラ	大字加茂字式反田平ラのうち一三四一の二以外の区域	大字加茂字佐摩坂	大字加茂字下屋敷一一五一の二、一一五一の三の一部、一一五二の二、一一五三の二、一一六二の二の一部、一一六四の二、一一六四の三、一一六五の二及びこれらと一体をなす国有地 大字加茂字佐摩坂のうち一三五九の七、一三五九の八、一三七七の一部、一三八二、一三八三の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 大字加茂字中塚一三八九の一部、一三九〇の一部及びこれらと一体をなす国有地	大字加茂字中塚	大字加茂字式反田平ラ一三四一の二 大字加茂字佐摩坂一三七七の一部、一三八二、一三八三の一部及びこれらと一体をなす国有地 大字加茂字中塚のうち一三八九の一部、一三九〇の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに一三九八の三、一四〇一と一体をなす国有地の一部以外の区域 大字加茂字寿計田一四〇二の二の一部、一四〇二の二の一部 大字加茂字市ヶ坪一四一三の二の一部及び一四一三の二と一体をなす国有地の一部 大字加茂字助田平ラ一五九四の七 大字加茂字和田ヶ淵一五九七の二、一五九七の三、一六〇〇の二、一六〇〇の三、一六〇一の三
大字加茂字寿計田	大字加茂字中塚一三九八の三、一四〇一と一体をなす国有地の一部 大字加茂字寿計田のうち一四〇二の二の一部、一四〇二の二の一部、一四〇九の二の一部、一四〇九の二の一部及びこれらと一体をなす国有地 大字加茂字市ヶ坪一四二〇の一部及び一四一三、一四一三の二、一四一四の二と一体をなす国有地の一部 大字加茂字助田平ラ一五九四の八、一五九四の九	大字加茂字市ヶ坪	大字加茂字寿計田一四〇九の二の一部、一四〇九の二の一部及びこれらと一体をなす国有地 大字加茂字市ヶ坪のうち一四一三の二の一部、一四二〇の一部、一四四五の二から一四四五の四まで及びこれらと一体をなす国有地並びに一四一三、一四一三の二、一四一四の二と一体をなす国有地の一部以外の区域 大字加茂字大坂ノ平ラ一五八八及びこれと一体をなす国有地	大字加茂字向沢	大字加茂字向沢のうち一四六五の二の一部及びこれと一体をなす国有地以外の区域	大字加茂字奥谷	大字加茂字狼谷一三〇三の二、一三〇四の二 大字加茂字市ヶ坪一四四五の二の一部、一四四五の二から一四四五の四まで及びこれらと一体をなす国有地 大字加茂字奥谷のうち一四七〇の一部、一四八七の二の一部、一四八七の二の一部、一四八八、一四八八の二の一部及びこれらと一体をなす国有地 大字加茂字上奥田一四九〇の一部及びこれと一体をなす国有地	大字加茂字上奥田	大字加茂字上中峯一三〇〇の七 大字加茂字奥谷一四七〇の一部、一四八七の二の一部、一

大字加茂字中田	四八七の二の一部、一四八八、一四八八の二の一部及びこれらと一体をなす国有地 大字加茂字上奥田のうち一四九〇の一部及びこれと一体をなす国有地並びに一五〇四の一、一五〇四の二と一体をなす国有地の一部以外の区域
大字加茂字岩ノ城	大字加茂字向沢一四六五の二の一部及びこれと一体をなす国有地 大字加茂字上奥田一五〇四の一、一五〇四の二と一体をなす国有地の一部 大字加茂字中田の全域
大字加茂字新和田	大字加茂字岩ノ城のうち一五三六、一五三七の二、一五三七の四と一体をなす国有地の一部 大字加茂字新和田のうち一五七九の二の一部及びこれと一体をなす国有地以外の区域 大字加茂字手折二四七六の三
大字加茂字大坂ノ平ル	大字加茂字大坂ノ平ルのうち一五八八及びこれと一体をなす国有地以外の区域
大字加茂字助田平ラ	大字加茂字助田平ラのうち一五九四の七から一五九四の九まで以外の区域
大字加茂字和田ヶ瀧	大字加茂字和田ヶ瀧のうち一五九七の二、一五九七の三、一六〇〇の二、一六〇〇の三、一六〇一の三以外の区域

大字加茂字住谷	大字加茂字住谷のうち一六三二の二、一六三四の二と一体をなす国有地の一部以外の区域
大字加茂字トチ原	大字加茂字トチ原のうち一九二七の二、一九三〇から一九三二まで、一九三三の二以外の区域
大字加茂字手折	大字加茂字手折のうち二四七六の三以外の区域
大字加茂字矢倉屋敷	大字加茂字矢倉屋敷のうち三六三七以外の区域

**鳥取県告示第三百二十七号**

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定に基づき、鳥取市長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があったので、同条第二項の規定により告示する。

この字の区域の変更は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定による大畑地区の換地処分の公告があった日の翌日からその効力を生ずる。

平成元年三月十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

区域を変更する字の名称	同上の区域（昭和六十三年七月一日現在の地番による。）
金沢字西福岡	金沢字西福岡のうち二三七の五、二三七の六、二三八の四、二二九の四、二四九の一の一部、二五〇の一部、二五二の

大畑字堂ノ下	<p>一、二五三の一、二五三の三、二五四の一、二五四の三及びこれらと一体をなす国有地並びに二五〇、二五一、二五二の二と一体をなす国有地の一部以外の区域</p>
大畑字居村	<p>大畑字堂ノ下の全域 大畑字前田六二の一部及びこれと一体をなす国有地 大畑字中瀬七四の一の一部、七四の二の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>
大畑字前田	<p>大畑字居村二八の三及びこれと一体をなす国有地 大畑字前田のうち六二の一部、六五から六七までの一部、六九の一の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 大畑字南田一六三の一部、一六四の一の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>
大畑字中瀬	<p>大畑字前田六二の一部、六五から六七までの一部及びこれらと一体をなす国有地 大畑字中瀬のうち七〇の一部、七四の一の一部、七四の二の一部、八三の一部、八四の一部、八四の一及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 金沢字西福岡二四九の一の一部、二五〇の一部、二五二の一、二五三の一の一部、二五三の三、二五四の一の一部、二五四の三の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに二五〇、二五一、二五二の二と一体をなす国有地の一部</p>
大畑字福谷尻	<p>大畑字前田六七の一部、六九の一の一部及びこれらと一体をなす国有地 大畑字中瀬七〇の一部、八三の一部、八四の一部、八四の一及びこれらと一体をなす国有地 大畑字堂ノ前九九の一の一部、九九の二の一部、一〇二の</p>
大畑字堂ノ前	<p>五の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに一〇〇、一〇〇の一と一体をなす国有地の一部 大畑字福谷尻のうち九七次一の一部及び九七の六と一体をなす国有地の一部以外の区域 大畑字南田一六三の一部、一六四の一部、一六四の一の一部及びこれらと一体をなす国有地 大畑字森崎一五二、一五三の一部、一五四の二の一部、一六〇から一六二までの一部、八七四の四の一部、八七六の二及びこれらと一体をなす国有地 金沢字西福岡二三七の五、二三七の六、二三八の四、二三九の四、二五三の一の一部、二五四の一の一部、二五四の三の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>
大畑字森崎	<p>大畑字福谷尻九七次一の一部 大畑字堂ノ前のうち九九の一の一部、九九の二の一部、一〇二の五の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに一〇〇、一〇〇の一と一体をなす国有地の一部以外の区域</p>
大畑字南田	<p>大畑字森崎のうち一五二、一五三の一部、一五四の二の一部、一五五の一部、一五六の一の一部、一五七の二の一部、一六〇から一六二までの一部、八七四の四の一部、八七六の二及びこれらと一体をなす国有地並びに八七六の一と一体をなす国有地以外の区域 大畑字深田二六五の二及びこれと一体をなす国有地</p>
大畑字カセ谷	<p>大畑字森崎一六一の一部、一六二の一部及びこれらと一体をなす国有地 大畑字南田のうち一六三、一六四の一部、一六四の一の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 大畑字カセ谷二三六の一の一部、二三六の四の一部</p>
大畑字カセ谷	<p>大畑字森崎一五七の二の一部、一六一の一部及びこれらと一体をなす国有地 大畑字カセ谷のうち二三六の一の一部、二三六の四の一部、</p>

<p>大畑字深田</p>	<p>二六二の二の一部、二六三の六の一部以外の区域 大畑字深田二六五の二の一部、二七〇の二の一部、二八八の二の一部及びこれらと一体をなす国有地 大畑字岡深坂ノ壹二八九の二の一部、二八九の四の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>
<p>大畑字深田</p>	<p>大畑字森崎一五五の二の一部及びこれらと一体をなす国有地 大畑字深田のうち二六五の二、二六六の二、二六九の二、二七〇の二、二七一、二七二の二、二七三の二、二七四の二、二七五の二、二八五の二、二八六から二八八まで及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>
<p>大畑字岡深坂ノ壹</p>	<p>大畑字深田二八八の二の一部及びこれらと一体をなす国有地 大畑字岡深坂ノ一のうち二八九の二の一部、二八九の四の一部、二九八の二の一部、二九八の二の一部、二九九の二の一部、三〇〇の二の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 大畑字清水尻三一六から三二〇までの二の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>
<p>大畑字岡深坂ノ貳</p>	<p>大畑字岡深坂ノ貳二九八の二の一部、二九八の二の一部、二九九の二の一部、三〇〇の二の一部及びこれらと一体をなす国有地 大畑字岡深坂ノ貳のうち三〇一の二の一部、三〇五の二の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 大畑字清水尻三一四の二の一部、三一四の二の一部、三一五の二の一部、三一五の二、三一六の二、三一七の二及びこれらと一体をなす国有地</p>
<p>大畑字清水尻</p>	<p>大畑字森崎一五六の二の一部 大畑字カセ谷二六二の二の一部、二六三の六の一部</p>
<p>大畑字深田</p>	<p>大畑字深田二六五の二の一部、二六六の二の一部、二六九の二の一部、二七〇の二の一部、二七一の二の一部、二七三の二の一部、二七四の二の一部、二七五の二の一部、二八一、二八六、二八七、二八八の二の一部及びこれらと一体をなす国有地 大畑字清水尻のうち三一四の二の一部、三一四の二、三一五の二の一部、三一五の二、三一六の二、三一七、三一八から三二〇までの二の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 大畑字谷田三三一から三三七までと一体をなす国有地の一部 大畑字大田三五七の二の一部、三五八の二の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>
<p>大畑字谷田</p>	<p>大畑字谷田のうち三三一から三三七までと一体をなす国有地以外の区域</p>
<p>大畑字大田</p>	<p>大畑字清水尻三一四の二の一部及びこれらと一体をなす国有地 大畑字大田のうち三五六の二の一部、三五六の二から三五六の四まで、三五七の二の一部、三五七の二、三五八の二の一部、三五九の二、三五九の二及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 大畑字大所三七二の二の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>
<p>大畑字見平ノ壹</p>	<p>大畑字岡深坂ノ貳三〇一の二の一部、三〇五の二の一部及びこれらと一体をなす国有地 大畑字清水尻三一四の二の一部、三一四の二の一部及びこれらと一体をなす国有地 大畑字大田三五六の二の一部、三五六の二、三五六の三、三五六の四、三五七の二の一部、三五七の二、三五八の二の一部、三五九の二、三五九の二及びこれらと一体をなす国有地</p>

	<p>大畑字大所 大畑字大田三五六の二の一部 大畑字大所のうち三七一の一部、三七二の二の一部、三八三の二の一部、三八三の三、三八四の二の一部、三八四の三、三八四の四の五まで、三八四の六の一部、三八五の二の一部、三八五の三の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>
<p>大畑字大所</p>	<p>大畑字大田三五六の二の一部 大畑字大所のうち三七一の一部、三七二の二の一部、三八三の二の一部、三八三の三、三八四の二の一部、三八四の三から三八四の五まで、三八四の六の一部、三八五の二の一部、三八五の三の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>
<p>大畑字兵庫部</p>	<p>大畑字兵庫部三八六の二の一部、三八六の三、三八七の二の一部、三八七の三、三八七の九、三八七の一〇、三八九の二の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに三八六の一、三八六の二と一体をなす国有地の一部</p>
<p>大畑字見平ノ式</p>	<p>大畑字大所三八四の二の一部、三八四の三の一部、三八四の四、三八四の五、三八四の六の一部、三八五の二の一部、三八五の三の一部及びこれらと一体をなす国有地 大畑字兵庫部三八七の三の一部、三八七の九の一部、三八七の一〇の一部及びこれらと一体をなす国有地 大畑字見平ノ式のうち四〇四の二の一部、四〇五の二の一部、四〇五の三の一部、四〇六の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに四〇三の二と一体をなす国有地の一部</p>

<p>大畑字休谷</p>	<p>外の区域 大畑字休谷四一九の一、四一九の二、四二〇の一、四二一、四二二の一、四二二の二と一体をなす国有地の一部</p>
<p>鳥取県告示第三百二十八号</p>	<p>地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定に基づき、溝口町長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があったので、同条第二項の規定により告示する。 この字の区域の変更は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定による船越地区の換地処分公告があった日の翌日からその効力を生ずる。</p>
<p>平成元年三月十四日</p>	<p>鳥取県知事 西 尾 邑 次</p>
<p>区域を変更する字の名称</p>	<p>同上の区域（昭和六十三年十一月十五日現在の地番による。）</p>
<p>船越字大田</p>	<p>船越字大田のうち五の一以外の区域</p>
<p>船越字前田</p>	<p>船越字大田五の一 船越字前田の全域</p>



船越字江戸谷	船越字江戸谷の全域 船越字御建山尻八六の二から八六の四まで
船越字御建山尻	船越字御建山尻のうち八六の二から八六の四まで以外の区域
船越字上伊勢蔵	船越字上伊勢蔵のうち三一四の六以外の区域
船越字伊勢蔵	船越字上伊勢蔵三一四の六 船越字伊勢蔵のうち三三九の二の一部、三四二の三の一部、三四三の二の一部、三四三の三、三四四の一部、三四五の一部、三四六から三五一まで、三五二の一部、三五三の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 船越字ナラノ木三五四の二の一部及びこれと一体をなす国有地
船越字ナラノ木	船越字伊勢蔵三三九の二の一部、三四二の三の一部、三四三の二の一部、三四三の三、三四四の一部、三四五の一部、三四六から三五一まで、三五二の一部、三五三の一部及びこれらと一体をなす国有地 船越字ナラノ木のうち三五四の二の一部及びこれと一体をなす国有地以外の区域
船越字休場小谷	船越字休場小谷のうち三九八の二以外の区域
船越字カヤ谷	船越字休場小谷三九八の二の一部 船越字カヤ谷のうち四〇一の二の一部、四〇二、四〇三の一部、四〇四の一部、四〇八の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
船越字古鉾	船越字休場小谷三九八の二の一部 船越字カヤ谷四〇一の二の一部、四〇二、四〇三の一部、四〇四の一部、四〇八の一部及びこれらと一体をなす国有地

地  
船越字古鉾の全域

鳥取県告示第三百二十九号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定に基づき、会見町長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があったので、同条第二項の規定により告示する。

この字の区域の変更は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定による大谷地区の換地処分公告があった日の翌日からその効力を生ずる。

平成元年三月十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

区域を変更する字の名称	同上の区域（昭和六十三年十一月一日現在の地番による。）
朝金字クルミカ市	朝金字クルミカ市の全域 朝金字カユ谷一三九四の二の一部、一三九四の三、一三九五の一及びこれらと一体をなす国有地 朝金字屋敷畑一三九六、一三九七の三と一体をなす国有地の一部
朝金字カユ谷	朝金字カユ谷のうち一三九四の二の一部、一三九四の三、一三九五の一及びこれらと一体をなす国有地以外の区域

朝金字屋敷畑	朝金字屋敷畑のうち一三九六、一三九七の三と一体をなす 国有地の一部以外の区域
朝金字井手上河原	朝金字下屋ハイコ一二三六の一と一体をなす国有地の一部 朝金字丸山一三一五の一の一部 朝金字井手上河原のうち一三三一の一の一部、一三三一の 二の一部、一三三二の一部、一三三三の一部及びこれらと 一体をなす国有地以外の区域並びに一三三三、一三三七、 一三三八の一と一体をなす国有地の一部以外の区域
朝金字下屋ハイコ	朝金字下屋ハイコのうち一二四二の一部及びこれと一体を なす国有地並びに一三三六の一と一体をなす国有地の一部 以外の区域 朝金字上屋ハイコ一二五三の一の一部、一二五四の一の 一部、一二五七の一の一部及びこれらと一体をなす国有地並 びに一二五四の二と一体をなす国有地の一部 朝金字下大谷一二六九の一部及びこれと一体をなす国有地 朝金字井手上河原一三三一の一の一部、一三三一の二の一 部、一三三三の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに 一三三七、一三三八の一と一体をなす国有地の一部
朝金字上屋ハイコ	朝金字上屋ハイコのうち一二五三の一の一部、一二五四の 一の一部、一二五七の一の一部及びこれらと一体をなす国 有地並びに一二五四の二と一体をなす国有地の一部以外の 区域
朝金字藤園	朝金字藤園のうち一二六〇から一二六二までの一部、一二 六四の一部、一二六五の一部、一二六七の一部以外の区域
朝金字下大谷	朝字下屋ハイコ一二四二の一部及びこれと一体をなす国有 地 朝金字藤園一二六〇から一二六二までの一部、一二六四の 一部、一二六五の一部、一二六七の一部

朝金字丸山	朝金字下大谷のうち一二六九の一部及びこれと一体をなす 国有地以外の区域 朝金字大谷一二八四の一の一部、一二八五の一の一部、一 二八五の二の一部及びこれらと一体をなす国有地 朝金字丸山一三一五の一の一部 朝金字井手上河原一三三一の二の一部、一三三二の一部、 一三三三の一部及びこれらと一体をなす国有地
朝金字大谷	朝金字丸山のうち一三一五の一の一部以外の区域 朝金字大谷のうち一二八四の一の一部、一二八五の一の一 部、一二八五の二の一部、一三〇一の一部、一三〇二の一 の一部、一三〇三の一の一部、一三〇三の二の一部及びこ れらと一体をなす国有地以外の区域 朝金字大谷山ノ一三〇七の五から一三〇七の九までの一 部
朝金字上大谷	朝金字大谷一三〇一の一部、一三〇二の一の一部、一三〇 三の一の一部、一三〇三の二の一部及びこれらと一体をな す国有地 朝金字上大谷の全域 朝金字大谷山ノ一三〇七の九の一部
朝金字大谷山ノ一	朝金字大谷山ノ一のうち一三〇七の五から一三〇七の九ま での一部以外の区域

鳥取県告示第三百三十号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条第二項の規  
定に基づき、県営土地改良事業に係る名和地区第二工区の換地処分を行っ

たので、同条第十項において準用する同法第五十四条第四項の規定により告示する。

平成元年三月十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第三百三十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十四条第三項の規定に基づき、鳥取市が行う土地改良事業に係る大畑地区の換地処分をした旨の届出があったので、同法第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定により告示する。

平成元年三月十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第三百三十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十四条第三項の規定に基づき、溝口町が行う土地改良事業に係る船越地区の換地処分をした旨の届出があったので、同法第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定により告示する。

平成元年三月十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第三百三十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十四条第三項の規定に基づき、会見町が行う土地改良事業に係る大谷地区の換地処分をした旨の届出があったので、同法第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定により告示する。

平成元年三月十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次